

## 神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理に関する基本協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団（以下「乙」という。）とは、神奈川県総合リハビリテーションセンター条例（平成 16 年神奈川県条例第 52 号）第 4 条の規定により、神奈川県総合リハビリテーションセンターの指定管理業務について、次のとおり協定を締結する。

### 第 1 章 総則

（協定の目的）

第 1 条 本協定は、神奈川県総合リハビリテーションセンター（以下「リハセンター」という。）の指定管理業務（以下「管理業務」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 2 条 乙は、リハセンターの設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、管理業務が民間事業者である乙の能力を活用して実施されることにより、サービスの向上や経費の節減に資することを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 3 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義等）

第 4 条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「指定開始日」とは、平成 27 年神奈川県告示第 482 号において告示した指定期間の開始日のことをいう。
- (2) 「指定管理料」とは、甲が乙に対して支払う管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- (3) 「自主事業」とは、県民サービス向上のため、リハセンターの設置目的に沿って、乙が管理業務以外に乙の責任と費用において行う事業のことをいう。
- (4) 「提案書」とは、指定管理者の申請に当たり、乙が提出した申請書類一式のことをいう。
- (5) 「年度協定書」とは、本協定に基づき、年度ごとに協議する必要がある事項について定めるために、甲と乙が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。
- (6) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。
- (7) 「制度等の変更」とは、法令等（すべての法律、政令、条例及び正規の手続を経て

公布された行政機関の規程をいう。)の変更、税制度の変更及び行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等のうち管理業務の実施に関して影響を与えるものの変更をいう。

(8) 「申請要項等」とは、リハセンター指定管理者申請要項(添付資料を含む。)及びそれらに係る質問回答のことをいう。

(9) 「利用料金」とは、リハセンターの利用の対価として、利用者が乙に支払い、乙の収入となる施設利用料のことをいう。

2 管理業務に係る会計年度(以下「会計年度」という。)は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理物件)

第5条 管理業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品からなる。

2 管理施設は別表1、管理物品は別表2のとおりとする。

3 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(協定期間)

第6条 本協定の期間は、協定締結日から指定期間の終了日である平成38年3月31日までとする。ただし、甲が、第35条第3項、第37条第2項及び第57条第1項並びに第4項に規定する指定の取消し(以下「指定の取消し」という。)を命じた場合は、その日までとする。

## 第2章 管理業務

(管理業務の内容等)

第7条 乙が行う管理業務の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 七沢学園に関する業務

ア 入所障害児の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う業務

イ 障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務

(2) 七沢療育園に関する業務

ア 入所障害児の保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う業務

イ 障害者につき、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与を行う業務

(3) 七沢更生ライトホームに関する業務

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う業務

(4) 神奈川県リハビリテーション病院(以下「神奈川県リハ病院」という。)に関する業務

ア 障害者その他の疾患の患者の診療及び看護を行う業務

イ 障害者その他の疾患の患者の機能回復のためのリハビリテーション医療を行う業務

ウ 健康相談及び保健衛生指導を行う業務

エ 知事が認める医療に関する検査を受託する業務

オ 医学に関する調査及び研究を行う業務

カ 医師の研修を行う業務

キ 内科、精神科、神経内科、小児科、小児神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科を運営する業務

(5) 七沢リハビリテーション病院脳血管センター（以下「七沢病院」という。）に関する業務

ア 脳血管疾患その他の疾患の患者の診療及び看護を行う業務

イ 脳血管疾患その他の疾患の患者の機能回復のためのリハビリテーション医療を行う業務

ウ 脳血管疾患の予防のための入院精査を行う業務

エ 健康相談及び保健衛生指導を行う業務

オ 知事が認める医療に関する検査を受託する業務

カ 医学に関する調査及び研究を行う業務

キ 内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、循環器内科、リウマチ科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科を運営する業務

(6) リハビリテーションに関する臨床的・実践的研究業務

(7) 地域支援に関する業務

(8) 高次脳機能障害支援普及業務

(9) 利用者との契約に関する業務

(10) 利用に係る料金の収入に関する業務

(11) 手数料の徴収に関する業務

(12) 管理物件の維持管理に関する業務

(13) リハセンターを包括する業務

2 前項各号に掲げる管理業務の細目及び乙が管理業務を実施するに当たって満たさなければならない条件は、仕様書に定めるとおりとする。

(甲が行う業務の範囲)

第8条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

(1) 管理施設の使用許可

(2) 管理施設の修繕業務（1件当たり10万円以上のものに限る。）

(3) 備品等の整備、更新及び修繕業務（1件当たり10万円以上のものに限る。）

(管理業務及び仕様書の内容の変更)

第9条 甲又は乙は、必要と認める場合には相手方に対する通知をもって、第7条第1項

に定めた管理業務及び仕様書の内容の変更について協議を求めることができる。

- 2 前項の規定に基づき求めがあった場合には、甲又は乙は、協議に応じなければならない。
- 3 管理業務若しくは仕様書の内容又はそれらに伴う事業計画若しくは指定管理料等の変更については、前項の規定に基づく協議において決定するものとする。

#### (事業計画等)

第10条 乙は、第7条第1項の規定に基づく管理業務を行うに当たっては、提案書に基づき、毎年度、次の各号に掲げる計画を策定しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

- 2 乙は、指定期間の初年度を除き、前項の規定に基づく計画をその前年度の7月下旬までに作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 甲及び乙は、その計画について協議を行い、計画の対象とする年度の年度協定書を定めるものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の規定に基づく計画を変更しようとするときは、甲と乙との協議により決定するものとする。
- 5 甲及び乙は、第1項の規定に基づく計画を、第3項又は前項の規定に基づき協議を経た後に、自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとする。

### 第3章 管理業務の実施

#### (管理業務の実施)

第11条 乙は、管理業務を行うに当たり、神奈川県総合リハビリテーションセンター条例（平成16年神奈川県条例第52号。以下「条例」という。）及び神奈川県総合リハビリテーションセンター条例施行規則その他の関係法令等、行政機関が定めた計画、指針、要綱、通知等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に管理業務を履行しなければならない。

- 2 乙は、本協定、年度協定書のほか、申請要項等及び提案書に従って管理業務を実施するものとする。
- 3 本協定、年度協定書、申請要項等及び提案書の間には矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定書、申請要項等、提案書の順にその解釈が優先されるものとする。

#### (開業準備)

第12条 乙は、指定開始日に先立ち、管理業務の実施に必要な人材（資格者を含む。）の確保及び研修等を実施するものとする。

#### (管理業務の第三者への委託)

第13条 乙は、管理業務を一括して第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 乙は、当該第三者がさらにほかの第三者に業務を委託することを禁じなければならない。
  - (2) 乙は、県内中小企業者の受注機会の確保・拡大を図るよう努める。
  - (3) 乙は、甲から施設の指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない等、申請要項で欠格事由とした事項に該当する者を選定しないよう努める。
- 3 乙は、管理業務の一部を第三者に委託する場合には、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、乙が委託する第三者の責めに帰すべき事由により甲に損害・損失や増加費用が発生した場合は、すべて乙の責めに帰すべき事由により発生した損害・損失や増加費用とみなし、乙が負担する。
  - 4 やむを得ず、当該第三者からほかの第三者に業務を委託する場合には、ほかの第三者への委託を行なうことを乙から甲へ報告する。
  - 5 やむを得ず乙が委託した第三者が、ほかの第三者に当該業務の一部を委託する等して、当初委託した第三者以外の第三者が業務を実施する際に生じた損害・損失や増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害・損失や増加費用とみなす。

第14条 甲は、提案書の委託予定業務一覧表（様式1）に記載されている業務について、承認を必要とする業務（以下「要承認業務」という。）と承認を省略する業務に区分する。

- 2 甲は、速やかに前項の規定に基づき区分を行い、乙に通知する。要承認業務と承認を省略する業務との区分を変更したときも同様とする。
- 3 乙は、要承認業務を第三者に委託する場合には、会計年度ごとに予め甲の承認を得なければならない。
- 4 乙は、提案書の委託予定業務一覧表に記載されている業務以外の業務を委託する場合には、事前に委託予定業務一覧表を甲に提出しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、委託予定業務一覧表の提出を省略することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定に基づく委託予定業務一覧表が提出された場合について準用する。

第15条 個人情報を含む業務を委託する場合には、前条の規定は適用せず、個人情報保護に関する別記事項第14条の規定に基づくものとする。

第16条 乙は、管理業務の一部を第三者に委託した場合には、第46条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく実績報告書と合わせて、委託した業務の実績について記載する業務委託実績報告書（様式2）を提出する。ただし、第14条第4項ただし書きの規定により、委託予定業務一覧表の提出を省略した場合には、第43条の規定に基づく月例業務報告書と合わせて提出する。

（事故、災害等への対応）

第 17 条 乙は、管理業務の実施に関連して事故、災害等が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに、あらかじめ定められた連絡先に対してその内容を報告しなければならない。

2 乙は、事故、災害等が発生した場合には、甲と協力してその発生原因等の調査に当たるものとする。

3 乙は、事故等が発生した場合には、甲と協議の上、説明責任を果たすとともに、類似事故の発生を回避するなどの観点から、可能な限り当該事故等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(大規模な災害等が発生した場合の対応)

第 18 条 乙は、大規模な災害等が発生した又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）には、神奈川県地域防災計画に基づき、県の要請に応じて、救護班を派遣し救護活動を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する以外の災害時等の対応についても、甲又は厚木市等から要請があった場合には、甲又は厚木市等に協力するものとする。

3 乙は、前 2 項の規定に基づく要請がない場合においても、災害時等の状況に応じて、緊急の必要があると認める場合は、県民等の安全確保のため、自らの判断により、適切な災害対応に努めるものとする。

4 甲は、前 3 項の規定に基づく乙の協力等が円滑に図られるよう、その詳細についてあらかじめ乙と協議し、手順等を別に定めるものとする。

第 19 条 乙は、前条の規定に基づき損害・損失や費用負担が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の規定に基づく乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙の損害・損失や費用増加の全部又は一部を負担する。

(文書の管理・保存)

第 20 条 乙は、管理業務を行うに当たり、神奈川県行政文書管理規程（平成 11 年神奈川県訓令第 1 号）及び同運用通知に基づいて、文書管理に関する規程等（以下「文書管理規程等」という。）を定めなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき文書管理規程等を定めるに当たっては、甲と協議するものとする。文書管理規程等を変更する場合も同様とする。

3 乙は、管理業務の実施に伴い作成し又は受領した文書等について、文書管理規程等により、適正に管理・保存することとし、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、甲の指示に従って引き渡すものとする。

(守秘義務に関する事項)

第 21 条 乙は、管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、管理業務の一部を第三者に委託した場合には、第三者が管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容をほかの第三者に漏らさないよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定は、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

(個人情報保護等)

第22条 乙は、管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために個人情報保護に関する別記事項を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定は、管理業務を行うに当たり、秘密を保持する必要がある情報について準用する。

(情報システムの管理)

第23条 乙は、コンピュータ、ネットワーク（コンピュータを接続してデータ送信するための情報通信網並びにこの運営に必要な設備及び機器をいう。）及び情報システム（コンピュータ及びネットワークを用いて業務処理を行うために必要な体系をいう。）を用いて、個人情報等の管理業務上重要な情報を取り扱う場合には、第三者の専門機関による当該情報システム等の安全性の確認を受ける等、情報漏えい等の事故防止を確実に行わなければならない。

(情報公開)

第24条 乙は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第27条に基づき、管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書であって、乙が管理しているものの公開に努めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づき公開を行うに当たっては、別に情報公開に関する規程等（以下「情報公開規程等」という。）を定め、情報公開規程等により取り扱うものとする。
- 3 情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。情報公開規程等を変更する場合も同様とする。

(環境への配慮)

第25条 乙は、管理業務を行うに当たっては、神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 管理業務に伴い排出される温室効果ガスの削減の目標を設定し、その目標を達成するための取組を推進すること
  - (2) 知事部局がエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年6月22日法律第49号）に基づく定期報告等の業務を行うために必要なエネルギーの使用状況、エネルギーを消費する設備やその改善等に関する状況を報告すること
- 2 乙は、管理業務を行うに当たっては、県の環境マネジメントシステムに沿って、次の各号に掲げる環境配慮項目の取組に留意するものとする。
    - (1) 環境に配慮した商品・サービスの購入等（グリーン購入）を推進し、また、廃棄に

当たっては資源の有効活用や適正処理を図ること

- (2) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標を設定し、取組を推進すること
- (3) 化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を行い、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること
- (4) 管理施設の利用者等に対して、環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、管理業務に従事する者に対する教育及び学習の推進に努めること

#### 第4章 指定管理者の収入及び手数料の徴収

##### (利用料金)

第26条 乙は、条例第11条第1項に規定された額を利用料金の額と定めるものとする。

- 2 利用料金の減免を行う場合には、条例第11条第2項に規定された基準に基づき行う。

##### (指定管理料)

第27条 指定管理料の額は、歳出予算の範囲内で、年度協定書により定めるものとする。

- 2 甲が乙に支払う指定期間における指定管理料の限度額は、27,171,665,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

- 3 各会計年度の指定管理料の限度額は次のとおりとする。なお、学資金貸付金及び再整備に伴う施設移転等の経費については、限度額に含まれず、別途調整するものとする。

平成28年度 3,686,973,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成29年度 2,907,645,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成30年度 2,885,312,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成31年度 2,837,823,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成32年度 2,475,652,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成33年度 2,475,652,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成34年度 2,475,652,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成35年度 2,475,652,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成36年度 2,475,652,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

平成37年度 2,475,652,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

- 4 前3項の規定に基づき定めた指定管理料の額及び限度額は、第9条第3項の管理業務若しくは仕様書の内容の変更が行われた場合又は特別な事情があると認められる場合を除き、管理業務に要した経費、利用料金収入及びその他の収入に増減があっても、増額又は減額しないものとする。

- 5 指定管理料の支出の方法及び管理業務の履行の確認の方法は、年度協定書において定めるものとする。

- 6 乙は、前項の規定に基づく管理業務の履行の確認を受けるために、第43条の規定に基づく月例業務報告書に基づき業務総括書を作成し、年度協定書において定めた期日までに甲に提出するものとする。

- 7 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、5日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その年度の業務総括書を提出しなければならない。

- 8 乙は、第 35 条第 3 項、第 37 条第 2 項及び第 57 条第 1 項並びに第 4 項に規定する期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止（以下「管理業務の停止」という。）を命じられた場合には、業務総括書の提出について、甲の指示に従うものとする。
- 9 甲は、前 3 項の規定に基づき提出された業務総括書をもとに、履行の確認を行う。
- 10 甲は、前項の規定に基づく管理業務の履行の確認の結果、乙の責めに帰すべき事由により管理業務の一部が履行されていないことが確認された場合には、指定管理料の一部を乙に支払わず又は支払った指定管理料の一部の返還を乙に請求することができる。
- 11 管理業務の全部又は一部が履行されなかったことにより、甲に損害・損失や増加費用が生じた場合には、乙はそれを賠償するものとする。

（口座の管理及び経理の区分）

第 28 条 乙は、指定管理料及び利用料金による収入について、乙の他の口座とは別の口座で管理するとともに、管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理するものとする。

（管理施設等の手数料）

第 29 条 甲と乙は、管理施設の手数料の取扱いについて、別途「神奈川県総合リハビリテーションセンターの手数料徴収事務委託契約」を締結するものとする。なお、当該契約に基づく業務は、第三者に委託することはできない。

第 5 章 管理業務の実施に伴うリスク分担

（管理施設の修繕等）

第 30 条 管理施設の改修、改造、増築又は移設（以下「施設改修等」という。）については、甲が甲の費用と責任において実施するものとする。

- 2 乙は、管理業務の効率的又は効果的な運営を目的として施設改修等を行おうとする場合には、甲に協議を申し出ることができる。
- 3 前項の規定に基づき協議を行った結果、甲が必要性、妥当性等を認めた場合、乙は当該施設改修等を乙の費用と責任において実施することができるものとする。
- 4 管理施設の修繕（以下「施設修繕」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げる者が負担するものとする。

施 設 修 繕 の 内 容	負担する者
経年劣化によるもの（1 件当たり 10 万円未満の修繕）	乙
経年劣化によるもの（1 件当たり 10 万円以上の修繕）	甲
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの （1 件当たり 10 万円未満の修繕）	乙
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの （1 件当たり 10 万円以上の修繕）	甲

- 5 乙は、施設改修等又は施設修繕を行った場合には、その内容について第 43 条の規定に基づく月例業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。

- 6 甲は、前項の規定に基づく報告を受け、別表1の修正が必要となった場合には、別表1を修正し、乙に通知するものとする。
- 7 乙が施設改修等又は施設修繕を行った場合には、当該箇所に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- 8 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理施設をき損又は滅失した場合は、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償しなければならない。なお、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。
- 9 前項の規定に基づき乙が甲に賠償すべき損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求により直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。なお、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

(管理物品の使用、帰属に関する事項)

- 第31条 甲は、乙に対し、管理物品を普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第78号）第8条の規定に基づき無償で貸し付けるものとする。
- 2 乙は、管理物品について、数量、使用場所、使用状況等を把握するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。ただし、甲が承認したものについてはこの限りではない。
    - (1) 管理業務以外の用途に使用しないこと
    - (2) 加工・改良を加えないこと
    - (3) 第三者に貸与又は譲渡しないこと
    - (4) 使用場所を変更しないこと
  - 3 乙は、管理物品を適切に管理するため、物品管理に関する責任者を定め、任意の様式により甲に届け出なければならない。
  - 4 管理物品を追加する場合、甲は乙に管理物品追加通知書（様式3）により通知する。
  - 5 乙は、管理物品のうち、使用する必要のなくなったもの又は使用に耐えなくなったものについては、甲に管理物品返納申請書（様式4）により返納の申請を行う。
  - 6 甲は、前項の規定に基づき申請内容を審査の上、その結果を乙に管理物品返納許可（不許可）通知書（様式5）により通知する。
  - 7 甲は、前項の規定に基づき返納を承認した管理物品のうち、廃棄処分とすべきものと判断した場合、管理物品返納許可（不許可）通知書（様式5）に、その旨を記載し、乙に廃棄処分を行わせることができる。
  - 8 乙は、前項の規定に基づき管理物品の廃棄処分を行った場合は、甲に適正に処理したことを示す書類を提出する。
  - 9 乙は、第2項の規定に基づく甲の承認を受けようとする場合は、甲に管理物品に関する承認申請書（様式6）を提出する。
  - 10 甲は、前項の規定に基づき申請内容を審査の上、その結果を乙に管理物品に関する

承認（不承認）通知書（様式7）により通知する。

- 11 管理物品の修繕又は更新（以下「物品修繕等」という。）に係る費用については、次の表の左欄に掲げる内容に応じ、右欄に掲げるものが負担するものとする。

物品修繕等の内容	負担する者
経年劣化によるもの（1件当たり10万円未満の費用）	乙
経年劣化によるもの（1件当たり10万円以上の費用）	甲
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり10万円未満の費用）	乙
第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当たり10万円以上の費用）	甲

- 12 指定開始日以降、乙が行った物品修繕等及び管理業務に付随して新たに購入した物品の帰属については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者の所有とする。

区 分	所有者
別表2に掲げる管理物品の修繕	甲
別表2に掲げる管理物品の更新（甲の費用負担）	甲
別表2に掲げる管理物品の更新（乙の費用負担）	乙
新たな物品の購入	乙

- 13 乙は、管理物品をき損又は滅失した場合、物品修繕等を行った場合及び管理業務に付随して新たに物品を購入した場合には、その内容について第43条の規定に基づく月例業務報告に合わせ、甲に報告するものとする。

- 14 甲は、前項の規定に基づく報告を受け、別表2の修正が必要となった場合には、別表2を修正し、乙に通知するものとする。

- 15 乙は、管理物品が神奈川県財務規則第159条に定める備品又は借用物品に該当する場合は、備品の現物照合等実施要領（平成23年12月16日会指第68号）に基づき確認を行い、その結果を甲に報告しなければならない。

- 16 乙は、指定開始日以降、更新又は新たに購入した管理物品のうち、甲が管理施設の継続的な運営に必要と認めたものについては、指定期間の終了後又は指定の取消し後に、速やかに、甲へ無償で譲渡するものとする。

- 17 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理物品をき損又は滅失した場合は、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償又は乙の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入若しくは調達しなければならない。指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

- 18 前項の規定に基づく損害・損失や増加費用を、緊急な対応が求められる等の理由により甲が支出した場合には、乙は甲からの請求により直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

（物価及び金利変動によって発生した費用等の負担）

第 32 条 人件費、物品費等の物価変動や金利変動に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合には、特段の理由がない限り、乙が負担するものとする。

(指定管理料の支払遅延によって発生した費用等の負担)

第 33 条 甲からの指定管理料の支払遅延に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合には、乙はその内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく通知を受け取った場合には、支払遅延の原因を調査した上で乙と協議を行い、支払遅延の原因が乙の責めに帰すことのできないと判断された場合には、甲は遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大告 991 号）に定められた遅延利息の率で計算した額を負担する。

(保険)

第 34 条 管理業務の実施に当たり、甲は、次の保険を付保する。

(1) 火災保険

2 管理業務の実施に当たり、乙は、次の保険を付保する。

(1) 医療事故賠償責任保険

(2) 施設賠償責任保険

3 乙が付保した保険によりてん補された金額相当分については、第 19 条第 2 項、第 36 条第 2 項（第 38 条で準用する場合を含む。）又は第 41 条第 1 項の規定により甲が負担すべき額から控除するものとする。

(不可抗力が生じた場合の対応)

第 35 条 乙は、不可抗力が生じた場合には、その影響が管理業務へ及ばないよう又は最小となるよう早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失や増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 甲は、不可抗力による管理業務への影響を、自ら又は乙に依頼して調査する。

3 甲は、前項の規定に基づく調査の結果、乙による管理を継続することが適当でないことを認める場合には、指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

4 甲は、前項の規定に基づく取消し又は停止を命ずるに当たっては、必要に応じて乙と協議する。

5 甲は、第 3 項の規定に基づく取消し又は停止を命じた場合には、指定管理料の全部若しくは一部を乙に支払わず又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

第 36 条 乙は、不可抗力による管理業務への影響により、損害・損失や増加費用が発生した場合には、甲に対し、その負担について協議を求めることができる。この場合において、甲は、その求めに応じなければならない。

2 甲は、前項の規定に基づく乙との協議の結果を踏まえ、合理性の認められる範囲で乙

の損害・損失や増加費用の全部又は一部を負担する。

(制度の変更が生じた場合の対応)

第 37 条 甲は、管理業務へ影響を及ぼす制度の変更があった場合には、その影響を自ら又は乙に依頼して調査する。

2 甲は、前項の規定に基づく調査の結果、乙による管理を継続することが適当でないと認める場合には、指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 甲は、前項の規定に基づく取消し又は停止を命ずるに当たっては、必要に応じて乙と協議する。

4 甲は、第 2 項の規定に基づく取消し又は停止を命じた場合には、指定管理料の全部若しくは一部を乙に支払わず又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

第 38 条 第 36 条の規定は、管理業務へ影響を及ぼす制度の変更があった場合について準用する。

(不可抗力等が生じた場合の本協定に定める義務の免除)

第 39 条 乙は、第 35 条第 3 項及び第 37 条第 2 項の規定に基づき管理業務の停止を命じられた場合には、その影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(乙の責めに帰すべき事由による損害等)

第 40 条 管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害・損失や増加費用が発生した場合には、乙は当該費用を賠償しなければならない。

2 緊急な対応が求められる等の理由により、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害・損失や増加費用を甲が支出した場合には、乙は、甲からの請求により直ちに当該支出額を甲に対して支払うものとする。

(第三者への賠償)

第 41 条 管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害・損失や増加費用が発生した場合には乙が、甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害・損失や増加費用が生じた場合には甲が、当該費用を賠償しなければならない。

2 乙の責めに帰すべき事由により第三者に発生した損害・損失や増加費用について、甲が第三者に対して賠償した場合には、乙は、甲からの請求により直ちに当該賠償額を甲に対して支払うものとする。

## 第 6 章 実績報告書等の提出及びモニタリング

(管理業務の業務日報の作成)

第 42 条 乙は、次の各号に掲げる項目を記載した業務日報を作成し、実施状況を把握しなければならない。

- (1) 管理業務の施設別実施状況
- (2) 管理施設の利用状況
- (3) 利用料金の収入状況
- (4) 手数料の収入状況
- (5) 管理業務に従事する人員の配置状況
- (6) 管理施設の利用者からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況

(管理業務の月例業務報告書の作成及び提出)

第43条 乙は、前条に規定する業務日報に基づき、月ごとの月例業務報告書を作成し、翌月末日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、5日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その月の月例業務報告書を提出しなければならない。
- 3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、月例業務報告書の提出について、甲の指示に従うものとする。

(月例業務報告書によるモニタリング)

第44条 甲は、前条の規定に基づき提出された月例業務報告書により乙の管理業務の実施状況の確認(以下「月例モニタリング」という。)を行う。

- 2 甲は、月例モニタリングを実施するに当たっては、管理施設に立ち入り、管理業務の実施状況について必要な説明又は関係書類の提出を求めることができる。

(管理業務の実施状況の確認)

第45条 甲は、月例モニタリングにより、乙の管理業務の実施状況について、基本協定書、年度協定書、申請要項等及び提案書に沿って実施されているかを確認する。

- 2 甲は、前項の規定に基づく確認終了後5日以内に、その結果を乙に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第46条 乙は、年度ごとに管理業務の実績を記載した実績報告書、財務書類及びその他甲が必要と認める書類(以下「実績報告書等」という。)を、会計年度の終了後、5月末日までに、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、5日以内に、指定の取消しを命じられた日までの間の、その年度の実績報告書等を提出しなければならない。
- 3 乙は、管理業務の停止を命じられた場合には、実績報告書等の提出について、甲の指示に従うものとする。
- 4 甲及び乙は、実績報告書等を自らのホームページ等に公表するなど、県民への周知に努めるものとする。

(実績報告書等によるモニタリング)

第47条 甲は、前条第1項、第2項又は第3項に基づき提出された実績報告書等により、

乙の管理業務の実施状況及び財務状況の確認（以下「年度モニタリング」という。）を行う。

- 2 甲は、年度モニタリングを行うに当たっては、管理施設に立ち入り、管理業務の実施状況及び財務状況について必要な説明又は関係書類の提出を求めることができる。
- 3 甲は、前項の規定に基づく財務状況に関する説明に合理性が認められないと判断した場合には、乙の財務運営について指導・助言を行うことができる。ただし、甲は当該指導・助言を理由として、乙の財務運営について何ら責任を負担するものではない。
- 4 乙は、前項の規定に基づく指導・助言を受けた場合には、誠実に対応するものとする。

（利用者満足度調査の実施）

第48条 乙は、管理施設の利用者の苦情・意見等を施設の運営に反映し、管理業務のサービス水準の向上を図るため、次に示す方法により管理施設の利用者の満足度を調査するものとする（以下「利用者満足度調査」という。）。

(1) 簡易アンケート

管理施設の窓口に常時用紙を備え、利用者に記入していただくなど、簡便な方法で随時に実施するアンケート

(2) 詳細アンケート

アンケート用紙を利用者に一斉に送付し、回収・分析するなど、詳細な内容で定期的に実施するアンケート

2 乙は、利用者満足度調査の実施方法等について、年度協定書の締結の際に甲と協議の上決定する。

なお、前項第2号による詳細アンケートの実施方法等については、年度協定書で規定するものとする。

3 乙は、利用者満足度調査により把握した管理施設の利用者の苦情・意見等を真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。

4 乙は、第1項第1号による簡易アンケートの結果及び対応状況について、第43条の規定に基づく月例業務報告書により甲に報告するものとする。

5 乙は、第1項第2号による詳細アンケートの結果及び対応状況を取りまとめた報告書を、調査終了後60日以内に、甲に提出するものとする。

（利用者満足度調査によるモニタリング）

第49条 甲は、前条第4項及び第5項の規定に基づく利用者満足度調査の報告を受け、乙の管理業務の実施状況の確認（以下「利用者満足度調査モニタリング」という。）を行う。

（施設に寄せられた苦情・意見等の取扱い）

第50条 乙は、管理施設の利用者からの苦情・意見等及びそれに対する対応状況について、第42条に規定する業務日報に記録する。

2 乙は、管理施設の利用者からの苦情・意見等について、真摯に受け止め、業務改善等に活かすよう努めるものとする。

- 3 乙は、管理施設の利用者からの苦情・意見等のうち主なものについて、その内容及び対応等について、第43条の規定に基づく月例業務報告書により甲へ報告する。

(苦情・意見等によるモニタリング)

- 第51条 甲は、管理施設の利用者から直接苦情・意見等を受け付けた場合及び前条第3項の規定に基づく報告を受けた場合には、当該苦情・意見等への対応について確認（以下「苦情・意見等によるモニタリング」という。）を行い、乙に対して必要な指導を行い又は協議を申し出ることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく指導を受けた場合又は協議の申出を受けた場合には、誠実に対応するものとする。

(随時モニタリング)

- 第52条 甲は、第17条第1項の規定に基づく報告を受けた事故、災害等の内容の確認、第44条第2項及び第47条第2項の規定に基づく立入調査、第57条第3項の規定に基づく調査又はその他乙による管理業務の実施状況の確認を目的として、必要に応じて随時管理施設に立ち入り、管理業務の実施状況について必要な説明及び関係書類の提出を求め、あるいは設備・帳簿書類等の検査をすること（以下「随時モニタリング」という。）ができる。

(モニタリングに基づく事業計画等の改善)

- 第53条 甲は、第44条第1項の規定に基づく月例モニタリング、第47条第1項に基づく年度モニタリング、第49条の規定に基づく利用者満足度調査モニタリング、第51条の規定に基づく苦情・意見等によるモニタリング及び第52条の規定に基づく随時モニタリング（以下「各モニタリング」という。）の結果をもとに、管理業務のサービス水準向上を目的として、事業計画等又は仕様書の改善について、乙に協議を申し出ることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく協議に誠実に対応するものとする。

(各モニタリングに係る報告書等の作成費用)

- 第54条 各モニタリングに係る報告書等の作成費用は原則として乙の負担とする。

(改善勧告)

- 第55条 甲は、各モニタリングの結果、乙の管理業務の実施状況について、適切に実施されていないと判断した場合には、期日を定めて、乙に管理業務の適正な履行や改善等の必要な措置を講じることを勧告するものとする（以下「改善勧告」という。）。
- 2 乙は、前項の規定に基づく改善勧告を受けた場合は、甲と協議の上、改善方法及び日程等を定めた改善計画書を作成し、速やかにその達成に努め、その結果を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、前項の規定に基づく報告を受けた後に、乙に対し第52条に基づき随時モニタリングを実施するものとする。

(改善の指示)

第56条 甲は、前条第3項の随時モニタリングの結果、乙の管理業務の改善等が行われなかったと判断した場合には、乙に期日を記した通知により改善を指示するものとする。

2 甲は、前項に規定する期日に、乙に対し第52条に基づき随時モニタリングを実施するものとする。

(指定の取消し等)

第57条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 前条第2項の規定に基づく随時モニタリングの結果、乙の管理業務の改善等が行われなかったと甲が判断した場合

(2) 乙が次のいずれかに該当又は該当することが判明し、申請要項等に定める申請資格を満たさなくなったと認められる場合

ア 神奈川県内に事務所を有しなくなった場合

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限された場合

ウ 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けた場合

エ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続開始の申立てがあった場合

オ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がある場合

カ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号に定める暴力団

キ 同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等

(3) その他、乙の管理業務の実施状況等が条例第9条に規定する指定の取消し事由に該当すると認められる場合

2 乙は、条例第6条で定める基準を満たさなくなった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲に速やかに報告しなければならない。この場合に、乙は、指定の取消し又は期間を定めての管理業務の全部若しくは一部の停止を、甲に対して申し出ることができる。

3 甲は、前項の規定に基づく報告又は申出があった場合には、その状況を調査する。

4 甲は、前項の規定に基づく調査の結果、乙による管理を継続することが適当でないと認める場合には、指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 甲は、第1項及び前項の規定に基づく取消し又は停止を命じた場合には、乙に損害・損失や増加費用が生じても、その賠償の責めは負わないものとする。

6 甲は、第1項及び第4項の規定に基づく取消し又は停止を命じた場合には、指定管理料の全部又は一部を乙に支払わず又は既に支払った指定管理料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

7 甲は、第1項及び第4項の規定に基づく取消し又は停止を命じたことにより、管理業務の全部又は一部が履行されず、甲に損害・損失や増加費用が生じた場合には、その額を乙に請求することができる。

(管理業務の改善等が行われない場合等の本協定に定める義務の免除)

第58条 乙は、前条第1項及び第4項の規定に基づき管理業務の停止を命じられた場合には、その影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

(帳簿類等の提出要求)

第59条 甲は、県の監査委員等が甲の事務を監査するために必要があると認める場合には、乙に対して帳簿書類その他の記録の提出及び当該監査への関係者の出席を求めることができる。なお、指定期間の終了後又は指定の取消し後も同様とする。

## 第7章 その他

(業務の引継ぎ等)

第60条 乙は、甲と協議のうえ、指定期間終了日までに、甲又は後任の指定管理者に、管理業務の引継ぎを完了しなければならない。

2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、甲が指示する期日までに、甲又は後任の指定管理者に、管理業務の引継ぎを完了しなければならない。

3 乙は、甲の指示に基づき、後任の指定管理者が実施する管理施設の開業準備に協力するものとする。

4 第1項及び前項の規定は、乙と後任の指定管理者が同一の場合には適用しないものとする。

(原状回復義務)

第61条 乙は、指定期間終了日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を返還しなければならない。

2 乙は、指定の取消しを命じられた場合には、甲が指示する期日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、甲に対して管理物件を返還しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲又は後任の指定管理者に管理物件を引き渡すことができるものとする。

(利用料金の引継ぎ)

第62条 利用料金は、当該利用料金に係る利用の日に施設を管理している指定管理者の収入とする。

2 指定期間の終了後又は指定の取消し後、乙は、前納された利用料金で前項の規定に基づき乙の収入とならないものについて、その相当額を、甲又は後任の指定管理者に支払うものとする。

(年度協定書)

第63条 本協定により年度協定書において定めるとしている事項のほか、年度ごとに協議する必要がある事項については、年度協定書に定めるものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第 64 条 乙は、本協定により生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(県民への周知)

第 65 条 乙は、乙の名称と連絡先、甲の所管課名と連絡先を施設内に表示し又はパンフレット等に明記しなければならない。

(自主事業)

第 66 条 乙は、管理業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲に申し出たうえで、甲の承認等を受けるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 67 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認は、この協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる計量単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(協定の変更)

第 68 条 管理業務に関し、管理業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(公の施設の廃止)

第 69 条 甲は、本協定にかかわらず、管理施設について、公の施設として廃止することができる。

2 前項の規定に基づく公の施設の廃止により、乙に損害・損失や増加費用が生じた場合には、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙との協議により決定するものとする。

(解釈)

第 70 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知説明又は報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(疑義についての協議)

第 71 条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない

い事項については、甲と乙との協議の上、これを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第72条 本協定について訴訟が生じたときは、横浜地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 厚木市七沢516番地  
社会福祉法人 神奈川県総務局  
シヨン事業団  
理事長 笠井 郁彦

# 仕 様 書

基本協定書第7条第2項に定める条件については、次のとおりとする。

## 1 神奈川県総合リハビリテーションセンターの役割

- (1) 心身障害者及び中高年者等の社会復帰を積極的かつ効果的に推進するため、福祉と医療の連携により、入所及び入院している者等に最も適した診断、治療及び機能回復訓練のほか、職業準備訓練、生活支援等を積極的に行うとともに、併せてこれらに関する研究を行い、総合的かつ一貫したリハビリテーションを実施すること
- (2) 「さがみロボット産業特区」や最先端の医療機器・医療技術の開発等、また、福祉型障害児入所施設における加齢児解消など、県施策との一体性や県施策へ寄与する取組みを実施すること

## 2 総合リハビリテーションセンターの施設等の業務

- (1) 業務については、次の表に記載の水準及び遂行方法を遵守すること
- (2) 七沢リハビリテーション病院脳血管センターについては、平成28年度末をもって廃止し、平成29年4月から神奈川リハビリテーション病院と統合する。

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 学 園	福祉型障害児入所施設及び障害者支援施設の複合施設として、保護及び更生に必要な医療とリハビリテーションを病院と連携して総合的に提供し、社会復帰や在宅障害者の地域生活復帰を支援する。	児童福祉施設	入所業務	入所業務の適切な提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入所定員 30名</li> <li>2 対象者 医学的課題・行動的課題を有する18歳未満の知的障害児</li> <li>3 入所期間 概ね2年（但し、集中療育は1ヶ月から6ヶ月とする。）</li> <li>4 フロア編成 (1) 平成28年5月まで 2フロア編成 (2) 平成28年6月から 1フロア編成</li> <li>5 支援体制 三交代勤務</li> <li>6 支援内容 生活支援、健康管理、総合評価、リハビリテーション訓練の実施 等</li> </ol>
			健康管理業務	入所者の健康管理	1 入所者の健康管理等 ・看護師の勤務配置
			教育の場の提供等	教育を受ける場の確保等	1 伊勢原養護学校の訪問教育による施設内学級や高等部への通学支援
			リハビリテーションの提供	適切なリハビリテーションの提供	1 神奈川リハビリテーション病院と連携して実施

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 学 園		児童福祉施設	重度重複障害児への支援	重度重複障害児への適切な支援等	1 知的障害を伴う被虐待児への対応 2 強度行動障害児への対応 3 自閉症、注意欠陥多動性障害児への対応 等
			地域サービス業務	地域サービスの維持・向上	1 短期入所の設定 2 家族短期入所の実施 3 療育相談の実施 4 地域巡回指導の実施 5 その他必要なサービスの提供
		障害者支援施設	障害者支援施設の利用者支援業務	障害者支援施設の利用者支援業務の適切な提供	1 定員 施設入所支援 30名 生活介護 19名 自立訓練（生活訓練）17名 2 対象者 医学的課題・行動的課題を有する18歳以上の知的障害者 3 利用期間 概ね2年～3年 4 フロア編成 (1) 平成28年5月まで 2フロア編成 (2) 平成28年6月から 1フロア編成 5 支援体制 三交代勤務 6 支援内容 生活支援、健康管理、総合評価、リハビリテーション訓練の実施等
			健康管理業務	利用者の健康管理	1 利用者の健康管理等 ・看護師の勤務配置
			リハビリテーションの提供	適切なリハビリテーションの提供	1 神奈川リハビリテーション病院と連携して実施
			重度重複障害者への支援	重度重複障害者への適切な支援等	1 医療重度者への対応 2 強度行動障害者への対応 3 自閉症、注意欠陥多動性障害者への対応 等
			地域サービス業務	地域サービスの維持・向上	1 短期入所の設定 2 家族セミナーの実施

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 学 園		児童福祉施設 ・障害者支援施設 共通	地域活動業務	福祉業務の地域での理解の向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>福祉職養成校からの実習生の受入れ</li> <li>ボランティアの受入れ</li> <li>関係機関の研修会等への講師等派遣 等</li> </ol>
			利用者サービスの向上	サービスの質の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上対策の実施</li> <li>利用者サービスに対する評価の実施</li> </ol>
			施設における安全対策	安全対策の維持・向上	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設内事故防止に関する会議等の開催</li> <li>施設内感染予防対策の実施</li> <li>施設内災害対策の実施</li> </ol>
			利用者等からの苦情対応	利用者等からの苦情への適切な対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>福祉施設苦情解決規程に基づく適切な対応</li> <li>苦情受付、解決に関するシステム化</li> </ol>
			個人情報等の適正な管理	個人情報等の適切な取扱い	<ol style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護規程に基づく適切な管理・運営</li> <li>福祉情報システムの適切な管理 等</li> </ol>
			利用促進のための取組み	利用者の確保による事業計画の達成	<ol style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的と合致した利用促進のための取組み</li> </ol>
			新福祉棟への移転	円滑な移転と利用者サービスの維持	<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者の安全確保</li> <li>円滑な移転による利用者サービスの維持</li> <li>円滑な移転に向けた適切な準備 等</li> </ol>

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 療 育 園	医療型障害児入所施設及び療養介護事業所として、保護・治療・日常生活の指導などにより障害の軽減や回復を図るとともに在宅障害者とその家族を支援する。	児童福祉施設療養介護	入所業務	入所業務の適切な提供	1 入所定員（施設入所支援） 40名 2 対象者 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児者 3 入所期間 制限無し（但し、中期及び短期入所者については期間を別途定める。） 4 フロア編成 1フロア編成 5 支援体制 三交代勤務 6 支援内容 重症心身障害児者に治療・リハビリテーション訓練等を実施 ・ 在宅重症心身障害児の療育指針策定やリハビリテーション訓練等の実施 ・ 障害特性に応じた個別支援計画の策定及びサービス提供 等
			健康管理業務	入所児者の健康管理	1 入所児者の健康管理等 ・ 看護師の勤務配置
			リハビリテーションの提供	適切なリハビリテーションの提供	1 神奈川リハビリテーション病院と連携して実施
			重度重複障害児者への支援	重度重複障害児者への適切な支援	1 超・準超重症心身障害児者への対応 等
			地域サービス業務	地域サービスの維持・向上	1 短期入所の設定 2 療育訪問指導 3 療育相談 等
			地域活動業務	福祉業務の地域での理解の向上	1 福祉職養成校からの実習生の受入れ 2 ボランティアの受入れ 3 関係機関の研修会等への講師の派遣 等

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 療 育 園			利用者サービスの向上	サービスの質の確保	1 利用者サービスの向上対策の実施 2 利用者サービスに対する評価の実施
			施設における安全対策	安全対策の維持・向上	1 施設内事故防止に関する会議等の開催 2 施設内感染予防対策の実施 3 施設内災害対策の実施
			利用者等からの苦情対応	利用者等からの苦情への適切な対応	1 福祉施設苦情解決規程に基づく適切な対応 2 苦情受付、解決に関するシステム化
			個人情報等の適正な管理	個人情報等の適切な取扱い	1 個人情報保護規程に基づく適切な管理・運営 2 福祉情報システムの適切な管理等
			利用促進のための取組み	利用者の確保による事業計画の達成	1 施設の設置目的と合致した利用促進のための取組み

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 更 生 ラ イ ト ホ ー ム	障害者支援施設として病院と連携しながら必要なリハビリテーションを提供し、社会復帰や在宅障害者の自立を支援する。	障害者支援施設	障害者支援施設の利用者支援業務	障害者支援施設の利用者支援業務の適切な提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設入所支援の定員 50名 自立訓練（機能訓練）の定員60名</li> <li>2 対象者 肢体不自由者及び視覚障害者</li> <li>3 利用期間 原則1年6ヶ月</li> <li>4 フロア編成 (1) 平成28年5月まで 3フロア編成 (2) 平成28年6月から 2フロア編成</li> <li>5 支援体制 三交代及び日勤・宿直勤務</li> <li>6 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又はやむを得ない事情により通所によって訓練を受けることが困難な者へ施設入所による必要な支援を実施</li> <li>・ 復職や就労等社会的自立のためのリハビリテーション訓練等を実施</li> <li>・ 家庭復帰等の社会参加のためのリハビリテーション訓練等の実施</li> <li>・ 退所後のフォローアップ</li> <li>・ ライフスタイルに沿った訓練等の実施</li> <li>・ 障害特性に応じた個別支援計画の策定及びサービス提供等</li> </ul> </li> </ol>
			健康管理業務	利用者の健康管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の健康管理等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師の勤務配置</li> </ul> </li> </ol>
			補装具の製作・修理	障害者にあつた補装具の製作・修理の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 義手・義足の設計・製作及び修理</li> <li>2 自助具の製作</li> </ol>

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 更 生 ラ イ ト ホ ー ム			リハビリテーションの提供	適切なリハビリテーションの提供	1 神奈川県リハビリテーション病院と連携して実施
			重度重複障害者への支援	重度重複障害者への適切な支援等	1 重度の肢体不自由者への対応 2 脳外傷等による高次脳機能障害者への対応 3 肢体不自由者又は視覚障害者の重複障害への対応 4 視覚障害者の合併症への対応等
			地域サービス業務	地域サービスの維持・向上	1 短期入所の設定 2 受託評価事業 等
			地域活動業務	福祉業務の地域での理解の向上	1 福祉職養成校からの実習生の受入れ 2 ボランティアの受入れ 3 関係機関の研修会等への講師の派遣 等
			利用者サービスの向上	サービスの質の確保	1 利用者サービスの向上対策の実施 2 利用者サービスに対する評価の実施
			施設における安全対策	安全対策の維持・向上	1 施設内事故防止に関する会議等の開催 2 施設内感染予防対策の実施 3 施設内災害対策の実施
			利用者等からの苦情対応	利用者等からの苦情への適切な対応	1 福祉施設苦情解決規程に基づく適切な対応 2 苦情受付、解決に関するシステム化
			個人情報等の適正な管理	個人情報等の適切な取扱い	1 個人情報保護規程に基づく適切な管理・運営 2 福祉情報システムの適切な管理 等
			利用促進のための取組み	利用者の確保による事業計画の達成	1 施設の設置目的と合致した利用促進のための取組み
			新福祉棟への移転	円滑な移転と利用者サービスの維持	1 利用者の安全確保 2 円滑な移転による利用者サービスの維持 3 円滑な移転に向けた適切な準備 等

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
神奈川県川崎市リハビリテーションセンター病院	民間医療機関等では対応が難しい脊髄損傷、脳外傷、骨・関節疾患や神経疾患等の重度・重複障害を持つ方に対して、早期社会復帰を目指して総合的かつ専門的なりハビリテーション医療を提供する。平成29年4月以降は、七沢リハビリテーション病院脳血管センターを統合し、民間の病院では対応が困難な重度・重複障害や就労・復職支援が必要な若年層の脳血管疾患患者が対象に加わることとなる。	病院	外来診療	外来診療業務の適切な提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>診療日 月曜から金曜(原則予約制)</li> <li>診察時間 午前9時から12時</li> <li>受付時間 午前8時30分から11時</li> <li>診療内容 条例施行規則により設置されている全診療科</li> </ol>
			入院診療	入院診療業務の適切な提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>病床数 320床(七沢療育園分40床を含む。)</li> <li>看護職員の実質配置 15:1以上</li> <li>提供する医療内容 6病棟で脊髄損傷者等へのリハ医療や障害者の合併症治療等を提供する。</li> </ol>
			協力型臨床研修指定病院としての研修医の受入れ	臨床研修医受入れ可能な診療機能の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>神奈川県立病院群臨床研修プログラムによる研修医の受入れ</li> </ol>
			特殊及び高度専門医療の提供	民間医療機関では提供することが困難な医療の提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の民間医療機関等では収入等の問題で提供することが困難な特殊医療の提供</li> <li>地域の医療機関等では対応が難しい障害者医療の提供等</li> </ol>
			総合リハビリテーションの提供	リハビリテーションサービスの適切な提供	<ol style="list-style-type: none"> <li>医学的・社会・職業リハビリテーションサービスの多職種による適切な提供</li> <li>リハビリテーションサービスに係る多職種スタッフの配置等</li> </ol>
			利用者サービスの向上	サービスの質の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>利用者サービスの向上対策の実施</li> <li>利用者サービスに対する評価の実施</li> </ol>

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
神奈川リハビリテーション病院			病院における安全対策	安全対策の維持・向上	1 医療安全管理体制の整備 2 医療事故等防止対策の実施 3 院内感染予防対策 4 院内災害対策の実施 5 放射性物質等の事故防止対策の実施
			利用者等からの苦情対応	利用者等からの苦情への適切な対応	1 アドボカシー機能による適切な対応 2 苦情受付、解決に関するシステム化
			個人情報等の適正な管理	個人情報等の適切な取扱い	1 個人情報保護規程に基づく適切な管理・運営 2 リハビリテーション情報システムの適切な管理 等
			在宅障害者、関係機関等への支援	在宅障害者への適切な支援	1 在宅障害者への支援 2 専門職養成校等関係機関等との連携・支援
			利用促進のための取組み	利用者の確保による事業計画の達成	1 施設の設定目的と合致した利用促進のための取組み
			新病院棟への移転	円滑な移転と利用者サービスの維持	1 円滑な移転による利用者サービスの維持 2 円滑な移転に向けた適切な準備 等

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七 沢 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 病 院 脳 血 管 セ ン タ ー	脳血管疾患のリハビリテーション専門病院として、脳卒中の予防から発症後のリハビリテーション、退院後の社会復帰まで一貫した包括的・先進的な医療を提供する。 なお、平成29年度から神奈川県リハビリテーション病院へ統合する。	病院	外来診療	外来診療業務の適切な提供	1 診療日 月曜から金曜(原則予約制) 2 診察時間 午前9時から17時15分 3 受付時間 午前8時30分から11時 午後0時から3時まで 4 診療内容 条例施行規則により設置されている全診療科
			入院診療	入院診療業務の適切な提供	1 病床数 100床(稼働病床数) 2 看護職員の実質配置 15:1以上 3 提供する医療内容 脳血管疾患患者へのリハビリ医療の提供等を行う。
			一貫した包括的・先進的な医療提供	民間医療機関では提供することが困難な医療の提供	1 脳卒中の予防から発症後のリハビリテーション、退院後の社会復帰まで一貫した包括的・先進的な医療を提供する等
			神奈川県リハビリテーション病院への統合・移転	円滑な移転と利用者サービスの維持	1 円滑な移転による利用者サービスの維持 2 円滑な移転に向けた適切な準備等
			総合リハビリテーションの提供	リハビリテーションサービスの適切な提供	1 医学的・社会・職業リハビリテーションサービスの多職種による適切な提供 2 リハビリテーションサービスに係る多職種スタッフの配置等
			専門外来の設置	専門性を活かした医療提供	1 脳卒中総合診療科、東洋医学科(鍼灸・漢方療法)
			利用者サービスの向上	サービスの質の確保	1 利用者サービスの向上対策の実施 2 利用者サービスに対する評価の実施

対象	施設設置目的	機能	業務	水準	遂行方法
七沢リハビリテーション病院脳血管センター			病院における安全対策	安全対策の維持・向上	1 医療安全管理体制の整備 2 医療事故等防止対策の実施 3 院内感染予防対策 4 院内災害対策の実施 5 放射性物質等の事故防止対策の実施
			利用者等からの苦情対応	利用者等からの苦情への適切な対応	1 アドボカシー機能による適切な対応 2 苦情受付、解決に関するシステム化
			個人情報等の適正な管理	個人情報等の適切な取扱い	1 個人情報保護規程に基づく適切な管理・運営 2 リハビリテーション情報システムの適切な管理等
			関係機関等への支援	在宅生活支援への適切な対応	1 関係機関等への支援 2 専門職養成校等関係機関等との連携・支援等
その他	リハビリテーションセンター全体を包括する業務を提供する。	研究部	臨床的・実践的研究の実施	リハの向上に向けた研究	1 医療や福祉に関するテーマの臨床的・実践的研究 2 研究の臨床現場での実践 3 平成29年度以降は、病院の一部門とし、研究と臨床の連携強化
		地域支援センター	地域で障害者等の支援を実施する人材の育成や地域での関係機関の連携強化		1 リハビリテーション情報の提供 2 リハビリテーション研修の実施 3 リハビリテーション専門相談
		事務局	リハセンターの総合調整機能	医療と福祉の一体化施設としての運営の実施	1 契約・徴収等事務 2 県等の委託事業・指定事業の実施 3 総合調整等の管理運営業務の実施
			施設、設備の適切な維持管理運営	施設運営に支障を来さず利用者に不快感等を与えない運営管理	1 施設の適切な運営管理のための人員配置、保守点検の実施 2 法令等の遵守